

## 川崎市公告第834号

次の市有財産について、一般競争入札による売払いを実施します。

令和8年5月11日

川崎市長 福田紀彦

### 1 売買物件の概要

- (1) 売買物件 別表のとおり
- (2) 予定価格（最低売却価格） 別表のとおり

### 2 一般競争入札参加資格

次の（1）～（10）に該当しないこと。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項の規定に該当する職員
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (3) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中である者
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中である者
- (5) 下記4の入札案内書に定める一般競争入札参加申込みに必要な書類を提出しない者
- (6) 下記4の入札案内書に定める事項及び法令等を遵守する能力を有しない者
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及び当該団体の役職員又は構成員
- (8) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
- (9) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に規定する行為をしている者
- (10) (7)、(8)、(9)に掲げるものから委託を受けた者並びに(7)、(8)、(9)に掲げるものの関係団体

### 3 契約の条件

#### (1) 禁止する用途

売買物件の所有権が川崎市から物件購入者（落札者）へ移転した日から5年間は、売買物件（その上の建物等を含む。）を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業並びに「川崎市暴力団排除条

例」第2条第1号に規定する暴力団、その他反社会的団体及びこれらの構成員がその活動のために利用する等の公序良俗に反することの用途としては利用できません。

なお、物件購入者（落札者）が、売買物件の「所有権の移転等」をする場合においても、新たに権利を取得する方（以下「新権利者」という。）に、この「契約の条件」を承継しなければなりません。売買物件の「所有権の移転等」をする際には、必ず売買契約書等にこの「契約の条件」について明記し、新権利者に対して、十分な説明をしなければなりません。

（「所有権の移転等」とは、土地について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転並びに地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をいいます。なお、抵当権の設定は含みません。）

#### (2) 実地調査

上記（1）の履行を確認するため、川崎市が土地の利用状況等についての実地調査を行う際には、物件購入者（落札者）及び新権利者は必ず協力しなければなりません。

#### (3) 違約金

上記（1）の条件に違反した場合には、売買代金の100分の30に相当する額を違約金として川崎市に支払っていただきます。

### 4 令和8年度 第1回一般競争入札による市有財産売払いの案内書（入札参加申込書を含む）の配布

入札に参加を希望する者には、次により「令和8年度 第1回一般競争入札による市有財産売払いの案内書」（以下「入札案内書」という。）を配布します。

#### (1) 配布場所 川崎市財政局資産管理部資産運用課（川崎市役所本庁舎16階）

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-2083（直通）

#### (2) 配布期間 令和8年5月11日（月）から令和8年6月19日（金）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前8時30分～午後5時（正午～午後1時を除く。）

### 5 入札参加申込書等の提出

入札に参加を希望する者は、次により上記4の入札案内書に記載されている申込みに必要な書類を提出しなければなりません。

#### (1) 提出場所 郵送の場合：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市財政局資産管理部資産運用課 宛てに郵送

持参の場合は、上記4（1）と同じ

#### (2) 提出期間 令和8年6月8日（月）から令和8年6月19日（金）まで

午前9時～午後4時（正午～午後1時を除く。）

#### (3) 提出方法 書留郵便・簡易書留郵便又は持参

### 6 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、入札日時点において上記2の各号のいずれかに該当していたときは、当該一般競争入札参加資格を喪失します。

## 7 入札の手続等

### (1) 入札方法

ア 入札書の提出日時 令和8年6月19日(金) 必着

イ 入札書の提出場所 上記5(1)と同じ

(2) 入札保証金 地方自治法施行令第167条の7第1項に規定する入札保証金(以下「入札保証金」という。)の納付額は、別表のとおりです。

(3) 開札の日時 令和8年6月30日(火) 午後2時00分

(4) 開札の場所 川崎市役所本庁舎3階 306会議室  
川崎市川崎区宮本町1番地

## 8 落札者の決定等

(1) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて決定した予定価格書の価格(最低売却価格)以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち最高の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(2) 入札の無効 入札案内書及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

## 9 契約の手続等

(1) 契約条項 上記4で配布する「入札案内書」に記載してあります。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 契約保証金 地方自治法施行令第167条の16第1項に規定する契約保証金の納付額は、契約金額の10分の1以上(円未満切上げ)とします。

(4) 売買契約の締結期限 令和8年7月15日(水)

(5) 契約の締結 落札者が令和8年7月15日(水)までに契約を締結しない場合は、落札は無効となり、上記7(2)の入札保証金は、地方自治法第234条第4項の規定に基づき、川崎市に帰属しません。

(6) 売買代金の支払方法

次のア又はイのいずれかの方法によります。

ア 売買契約の締結期限(令和8年7月15日[水])までに売買代金の全額を納入する方法

イ 売買契約の締結期限(令和8年7月15日[水])までに売買代金の10分の1以

上の契約保証金を納付し、その後、売買代金の納期限（令和8年7月29日〔水〕）までに売買代金の残金（売買代金と契約保証金との差額をいう。）を納入する方法

10 その他

- （1）事情により予告なく入札の中止や内容を変更する場合があります。
- （2）詳細は「入札案内書」によります。
- （3）この公告に関する問い合わせ先は、上記4（1）に同じです。

(別表)

物件 番号	所在 (地番) (住居表示)	地目	実測面積 (㎡)	用途地 域	建ぺい率 容積率(%)	最低売却価格 (万円)	入札保証金 納付額 (万 円)
1	川崎市高津区千年字上原宿312番 8	宅地	57.64	第一種住 居地域	60	1,370	28
	200						